

# 大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

## ひたちなか・東海広域消防本部および笹野消防署が竣工し、内覧会が行われました。

### ※お知らせ※



11月19日午後、庁舎竣工にあたり東海村議会むけ内覧会が行われました。庁舎内は白一色で、窓以外の仕切りでもガラス張りが多かったのですが、動きが見えやすくなっているとのことでした。また、

免震建築で、免震装置の上に建物がのっています。地震時に免震装置が地震の揺れを吸収することで建物に地震の揺れが伝わりにくくなるという仕組みです。

建物には免震装置で吸収できなかった地震の揺れが少し伝わるだけとのこと、説明された方は実際地震を経験し、あまり感じなかったと言っていました。



新聞報道があった広域消防署内でのハラスメントについては、大変深刻で残念な事態と思われませんが、詳細はまだ知るに至っていません。

12月2日からの茨城県の施策としての「**救急搬送における選定療養費の徴収**」への対応もあり、何かと大変な状況になっていると思われま

**選定療養費とは・・・** 住民の病院利用において、「とりあえず大病院を受診」という傾向が強くなってきたとされ、平成28年度(2016年度)から、紹介状を持たずに大病院を受診する場合には、一定の負担(選定療養費)を患者に求めることが義務化されました(改悪)。

### 救急搬送において選定療養費を徴収する茨城県の理由

近年、救急車の要請が増加傾向にあり、2023年は14万件を超え過去最多となった。その6割以上が一般病床数200床以上の病院に集中し、うち約半数は軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられる。さらに令和6年(2024年)からの医師の時間外労働の上限規制強化の影響もあり、今後、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念される状況となっている。

このままの状況が続くと、真に救急医療を必要とする緊急性の高い患者に医療を提供できず、救える命が救えなくなる事態が懸念される。茨城県としては、重篤な救急患者の受け入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合は、下記の対象病院において選定療養費を徴収することとする。

- 13,200円 (筑波大学附属病院)
- 11,000円 (総合病院土浦協同病院、筑波メディカルセンター病院)
- 1,100円 (白十字総合病院)
- 7,700円 (総合病院水戸協同病院 水戸赤十字病院 水戸済生会病院 茨城県立中央病院 水戸医療センター 日立総合病院 ひたちなか総合病院 茨城東病院 霞ヶ浦医療センター 筑波記念病院 筑波学園病院 龍ヶ崎済生会病院 JAとりで総合医療センター 牛久愛和総合病院 つくばセントラル病院 東京医科大学茨城医療センター 茨城県西部メディカルセンター 茨城西南医療センター病院)